

医療連携推進方針

1 医療連携推進区域

静岡医療圏、駿東田方医療圏

2 参加法人等

- ・ 地方独立行政法人静岡県立病院機構
静岡県立総合病院
静岡県立こころの医療センター
静岡県立こども病院
- ・ 独立行政法人地域医療機能推進機構
清水さくら病院
- ・ 公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学
静岡社会健康医学大学院大学
- ・ 独立行政法人国立病院機構
静岡医療センター

3 理念・運営方針

(理念)

静岡県が進める地域医療構想の実現を図り、安心安全の地域医療を、将来にわたって安定的に確保することを目指す。

(運営方針)

- ・ 参加法人内の連携により確保、育成した医師の交流により、地域医療に貢献する志を持った医師が、継続的に連携推進法人内の病院で勤務する体制を構築し、将来を見据えた医療需要に対応できるよう業務の連携を進め、地域医療構想の実現を図る。
- ・ 参加法人の個性、特徴を活かした相互連携を進め、優秀な人材の育成や持続可能な経営を通じて地域に貢献する。
- ・ 参加法人は、公共の福祉のために、連携推進業務の推進を図る責任を負う。

4 病院等相互間の機能の分担及び業務の連携に関する事項及びその目標

- ・ 地域医療に貢献する志を持った医師の確保及び育成
医師確保策を推進する県行政との連携を強力に推進し、連携推進法人内の病院における臨床に係る支援を通じて、地域医療に貢献する志を持った医師を確保、育成する。
- ・ 医師の交流
確保及び育成した地域医療に貢献する志を持った医師が、本県の地域医療に必要な医療を提供する病院間を交流することにより、静岡県の地域医療の確保に貢献する。